

平成29年 第3回会議録	
1. 開会日時	平成29年3月24日(金) 午後1時30分
2. 場 所	峰行政サービスセンター2階第4会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、一宮委員、齋藤委員、
4. 出席者	永留教育長、須川教育部長、松本次長兼総務課長、平山学校教育課長 平江生涯学習課長、小島文化財課長
5. 会議書記	犬束総務課課長補佐
6. 閉会日時	平成29年3月24日(金) 午後2時40分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第8号 専決処分の承認を求めることについて(職員の人事異動 及び指導主事の任免について)
日程第 5	議案第9号 対馬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則につ いて
日程第 6	議案第10号 対馬市立幼稚園型認定こども園条例関係規則等の制 定について
日程第 7	議案第11号 対馬市教育振興基本計画について
日程第 8	その他

永留教育長	<p>ただいまから平成29年第3回対馬市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則等により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>今回の会議録署名委員は、吉野委員さん及び齋藤委員さんを指名します。よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2「会期日程の決定」であります。お諮りします。本会議の会期は本日、一日にしたいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。</p> <p>したがって、会期は、本日、3月24日の一日といたします。会議運営につきましては、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。</p> <p>資料の2ページをお願いします。</p> <p>2月の27日から3月の16日まで、議会の定例会が行われました。2月の27、28日は補正予算とか29年度の一般会計予算、それから条例改定等の提案がなされております。議会関係を先に言っときますと、3月1日から3月の8日まではそれぞれ予算特別委員会であるとか、常任委員会および委員会が開かれております。</p> <p>9日、10日、12日これが会派代表質問とか一般質問が行われました。教育委員会関係では、9日に会派代表質問として、お船江跡の整備についての質問がありました。それから、10日に一般質問として、学校体育施設と社会体育施設の関係についての質問、それからもう一つは教育振興計画の進捗についての質問がありました。それから16日が議会定例会の最終日ですけれども、ここで、29年度予算が承認をされ、確定をしております。</p> <p>元に戻りまして3月1日は対馬高校の卒業式ですが、3年間のうち今年是对馬高校、来年は豊玉、再来年は上対馬というふうに卒業式それぞれまわりたいというふうに考えております。</p> <p>それから4日に勇退校長祝賀会がありまして、5名の校長が勇退をしております。巖原北小の古藤校長、豊玉小の薦田校長、西小の平江校長、巖原中の木村校長、浅茅中の川口校長の5名です。</p> <p>それから8日にですね、中体連の役員が来庁した訳ですけれども、本年度の</p>

	<p>中体連大会のことについての相談がありました。来年度から変わるのがこれまでは中体連の陸上大会および球技武道大会を日、月で開催しておりましたけれども、来年度からは土、日開催で行うということです。</p> <p>それから陸上競技場が全天候型になりましたので、一週間それぞれ大会をずらしたいという計画が提案されましたけども、そうすると今年は5月21日がかかりまして、これが市議選です。だから市議選と中体連の大会の開催を重ねるわけにはいかないということで、昨年と同じようにそれぞれ球技武道大会を5月の13、14、それから陸上大会を6月の10、11というふうに、第二日曜に絡む形で実施をするように調整をしていただきました。</p> <p>それから、14日に対馬青年の家施設運営協会理事会がありまして、青年の家関係で、5年間所長をしていただきました永留安生所長が今年度いっぱい退任をするということになりました。来年度からは、巖原中学校を退職します、木村校長が所長として入ります。</p> <p>それから15日と17日それぞれ中学校と小学校の卒業式がありましたけれども、教育委員さん方にもそれぞれ参加をしていただきありがとうございました。先ほど、齋藤委員さんの方から初めての経験で、大変嬉しかったという報告を受けております。</p> <p>16日、ここには書いておりませんが、午後から臨時校長会を開きまして、人事に関する校長内示を行っております。それから、23日、昨日ですけども、久根田舎の地区統合説明会に行きまして、地区の了解が得られました。大調小学校の統合に関して、地区の同意が得られたということで、29年度は準備期間として、30年度から金田小学校へ統合をするということで、あとは事務手続きを進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>報告事項について、何か質疑等ありましたら、「その他」の項でお受けをしたいと思えます。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松本次長	<p>議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」ただいま議題となりました議案第8号について説明申し上げます。</p> <p>対馬市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを同条第2項の規定により、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>提案理由を説明します。</p> <p>平成29年4月1日付、教育委員会の事務局職員人事異動及び指導主事の任</p>

	<p>免を行うことについて専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。</p> <p>資料は4ページになります。専決第1号、職員の人事異動及び指導主事の任免について、ということで、別紙5ページの方に課長級以上の人事異動につきまして載せております。別紙5ページの方へご確認よろしく申し上げます。それと前回の人事異動につきましてはまた別紙で配布いたしておりますので、ご参照のほどお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いをいたします。質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>では、ないようですから、これから議案第8号を採決します。お諮りします。</p> <p>議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第9号「対馬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松本次長	<p>議案第9号「対馬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」説明を申し上げます。</p> <p>対馬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出いたしております。</p> <p>平成29年4月の比田勝こども園の開園にあたり、公印を定める必要がありますので、所要の改正を行うものであります。資料は7ページにあります、対馬市こども園園長の印、2つを今回改正いたしたいと思っております。8ページに新旧対照表を載せております。改正部分にアンダーラインを引っ張っておりますのでご参照よろしく申し上げます。以上でございます。</p>
永留教育長	<p>はい、説明が終わりましたので審議方よろしくお願いをいたします。</p> <p>質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、議案第9号を採決します。お諮りします。</p> <p>議案第9号「対馬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声

<p>永留教育 長</p>	<p>異議なしということでございます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第10号「対馬市立幼稚園型認定こども園条例関係規則等の制定について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>松本次長</p>	<p>議案第10号に行く前にちょっと訂正をさせて下さい。</p> <p>さかのぼって7ページ、修了証書17と書いてある修の字が終じゃなくて、修めるの方、同じく8ページもそうなりますので申し訳ありません、訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第10号「対馬市立幼稚園型認定こども園条例関係規則等の制定について」ということでご説明申し上げます。</p> <p>対馬市幼稚園型認定こども園条例関係規則及び要綱案を別紙のとおり提案いたします。提案理由を申し上げます。</p> <p>比田勝こども園の開園にあたり、対馬市幼稚園型認定こども園条例を昨年12月の第14回対馬市教育委員会会議で提案させていただき、平成28年第4回対馬市市議会定例会で上程を行い承認されたものでございますが、関係規則等について改めて提出する必要がありますので、今回提案したものでございます。</p> <p>まず別紙1といたしまして、対馬市立幼稚園型認定こども園条例施行規則ですが、10ページをお願いいたします。第1条で認定こども園条例第5条に基づき必要な事項を規則で定めると書いてありますのでその趣旨を記載しております。</p> <p>第2条はこの規則において使用する用語の定義を記載しています。</p> <p>第3条は、認定こども園における1号、2号、3号それぞれの定数を記載し、第4条で学級の編成について載せております。</p> <p>次に、第5条はこども園の職員について、第6条は教育保育その他それぞれの時間について、幼稚園部、保育園部に分けております。</p> <p>第7条でこども園の休園日について記載し、幼稚園部保育園部ともにそれぞれの管理規則により条例施行規則により規定される日としております。</p> <p>第8条は入園の手続等について、第9条は利用者負担額について記載し、第11条、第12条でこども園で行う子育て支援事業について記載しております。第13条はこども園において提供する給食に対して記載しています。第14条で準用規定を記載し、附則でこの規則の施行日を</p>

平成29年4月1日といたしております。

次に、また附則の2で対馬市立幼稚園管理規則の一部改正として、第7条の表から対馬市立比田勝幼稚園の項を削るとしてあります。

附則2に伴う新旧対照表を13ページに載せておりますので変更のある比田勝幼稚園の欄にアンダーラインを引いております。ご参照をお願いいたします。

次に別紙2で対馬市立比田勝こども園給食費徴収規則についてご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。

別紙2の第1条は先ほどご説明を申し上げました対馬市立幼稚園型認定こども園条例の施行規則第13条第2項で規定いたしました1号認定子どもの給食費徴収に関し、必要な事項を定めるといたしております。

第2条で給食費の徴収費月額を定め、その額の決定については、対馬市こどものための教育保育に関する利用者負担を定める条例施行規則第2条第1項別表第1の備考4から備考6の例によってしておりますが、これは徴収計画はそのとおりなのですが、ここでわかりにくいと思いますので、説明いたします。

幼稚園の保育料と同じく、第二子については半額、第三子については無料としたものです。この趣旨は、同じこども園の中で保育所の保育料が給食費も含んで第二子は半額、第三子は無料となっておりますので、そのことにあわせて給食費についても第二子は半額、第三子は無料とした本改正となります。

第3条は徴収期日、第4条では給食費の減免について記載しております。第5条でこの規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会で定めることとします。附則でこの施行期日を平成29年4月1日といたしております。

次に、別紙3、対馬市立幼稚園型認定こども園一時預かり実施要綱についてご説明申し上げます。15ページをお願いいたします。

別紙1での対馬市立幼稚園型認定こども園条例施行規則第11条で記載しています、一時預かり事業の実施について要綱を定めたものでございます。第1条で目的、第2条で用語の定義、第3条で事業の種類、第4条で細則等について記載し、第5条で実施園とその利用定員について記載しております。一般型3人、幼稚園型10人という。

第6条は月当たりの利用日数、第7条で事業の実施日、第8条は事業の利用時間を記載し、第9条から第15条まではその利用にかかる手続きを、第16条で利用者負担、第18条でその他必要な事項は教育委員会が別に定めることといたしております。

	<p>そしてその施行期日を平成29年4月1日以降とし、附則2ではその準備行為について記載しております。19ページから27ページにつきましては、この様式等記載しておりますので参照の方お願いいたします。</p> <p>次に、別紙4、資料は28ページをお願いいたします。対馬市幼稚園型一時預かり実施要綱についてご説明申し上げます。先ほどご説明申し上げました、別紙3と非常に似通っておりますが、要綱は全く別物でございますが、別紙3が比田勝こども園で実施する一時預かり要綱でございますが、別紙4はこの幼稚園型一時預かり事業の実施内容について記載したものです。幼稚園型一時預かり事業は、事業実施といたしましては、市が実施主体ということでございまして、例えば私立等の幼稚園あるいはこども園が実施する場合は市から事業を委託するということになります。対象としては、対馬市においては親愛こども園が存在しております。</p> <p>まず第1条では目的、第2条では実施主体は市であることとし、事業の委託ができることといたしております。</p> <p>第3条で事業内容、第4条で事業場所、第5条で対象児童について記載しております。第6条から第8条までは、幼稚園型一時預かり事業における設備、職員配置、研修等、市から委託を受けて必要な設備品を記載し、第9条から第19条までは事業委託にかかる手続等について記載しております。第20条でこの要綱に定めるもののほかは市長が別に定めるとなっております。</p> <p>附則は、施行期日を平成29年4月1日とし、別表で委託単価について記載をしております。</p> <p>以上、長くなりましたが、認定こども園条例にともなう関係規則の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いをいたします。質疑等ございませんでしょうか。
会場	(もう一回説明がほしいな)
松本次長	<p>ちょっとわかりにくいですかね。</p> <p>別紙1は、対馬市立幼稚園型認定こども園条例としておりますので、これに伴う施行規則ということで、条例が足りない部分について施行規則を決めた。</p> <p>で、その中で認定こども園の定員が主なものになります。それと、もともと幼稚園の園則あるいは保育所では保育条例等規則がありますのでそれと対照比較しながら、あるいは子ども子育ての保育料の設定あるいは手続き、あるいは入園手続きというのがいろいろ書いてあります。こ</p>

のことに認可しながら、この比田勝こども園にかかる条例を施行することとしたものです。

次に、この給食費については第2条で月額2,900円としました。これはですね、今、保育所の保育料の給食費が、保育料があるんですけど、その分でだいたい保育所保育料として国の方で何パーセントと頂いてる部分があるんですが、それを日払い単価といたしますとだいたい189円から191円の金額になります。それを幼稚園の開園日を年間で計算するとだいたい2,800何十円か2,900円前後になりますので、平均して2,900円の月額ですね、ということにしております。その月額に対して、先ほど話をしましたけど、例えば先ほど話をしたように、保育のこどもについては保育料の徴収をするときに減額制がありまして、長男、一番上のお子さんから数えて二番目については半額にしますよ、ということですね、第三番目については無料にしますよ、という制度がありますので、比田勝こども園の中では、保育所の子どもと幼稚園の子どもが一緒になりますからこれについては平等にしたいということで、給食費についても第二子、第三子は半額、無料としたような説明になっております。

別紙3の幼稚園型認定こども園一時預かりの実施要綱は、これは比田勝こども園で行う一時預かり事業実施要項でございまして、これの対象は1号認定、幼稚園に通うお子さんが昼から預かるための事業実施要綱でございまして、例えばPTAがある、急に病院に行かないといけないとか、リフレッシュするとか、こういう時にそのお子さんを急きよ預かるための実施要綱を整備したものでございます。人数としては一般型が3人、幼稚園型が10人ということになってますが、この一般型っていうのはですね、保育所のほうが認定こども園に入っていないお子さんを預かる場合の限度数を日当たり3人とした、で、幼稚園型の方には日あたり10人にしたということにしておりますので、その分として一般型がこども園に行っていないお子さんを対象に、幼稚園型が幼稚園に通っているお子さんを対象にしていると理解をお願いしたいと思っております。

次に子ども預かりに対する手続等を定めた要綱でございまして、第16条で利用者負担として、例えば平日預かる場合については教育時間と合わせて幼稚園だから400円ですよ、長期休業型が400円ですよ、と書いてあります。一般型については4時間以内200円で、4時間超えると800円と金額を定めたものでございます。

最後に別紙4、幼稚園型一時預かり事業につきましては、先ほど話しましたように、私立の幼稚園やこども園に事業を委託するときの手続きというのを今回作っておりますので、そういうような構成になっており



	ます。以上です。
佐伯委員	16ページの認定こども園の利用定員を超える希望者が出た場合にはお断りするということになるのでしょうか？
松本次長	16ページですか？これは認定こども園というかですね、保育士について、例えば3歳以上は20人、5歳以上は30人というふうに定数があるんですね。その定数を超えない範囲で預からせていただきたいということで、保育士の方たちと協議をしながら、だいたい3人、10人くらいでどうかなということで策定いたしました。もう十分手がかかりますので。
吉野委員	16ページですね。一番上。一般型3人というのは入園していない子どもの飛び込みというか、親の都合で急な預かりの子どもが3人ということでしょうか。
松本次長	親愛とか、たとえば南保育所ではすでにこういう一般型の一時預かりはされておりまして、保育所に入っていない子供を預かっていますので、まあその厳原だけでされておりまして、今回比田勝上対馬の方でこういうことをやろうということで、市立として初めての試みでございます。
齋藤委員	10ページなんですけど、待機児童、入れない子どもたちはどのくらいいるのかな、と思ひまして。
松本次長	比田勝こども園につきましては、待機児童は確定をしております。想定外に0歳児、1歳児のお子さんが多くて、例年であれば3人4人とか6人とかだったんですけど、昨年度くらいから10人を超えたとかで、ちょっとこの定員というか定数計画というものも、3、4年前からやっていたという状況なもんですから、それに間に合わなかったというのも一つあります。で、これらの理由が何なのかなということで、私たちがなりに分析した中で、たぶんおそらくですが、保育園の保育料が従前は、例えば保育所に同時入所の場合にだけにつき、第二子は半額でしたけど、今回18歳を第一子と数えて、保育所に一人入っても、第二子であれば半額、あるいは第三子であれば無料としたものですから、非常に保育料が安くなった、ということで、預けやすくなった中でお母さんたちが預けているんじゃないか、と分析したところであります。今年はずんぶん5人程度入れなかったのかな。
齋藤委員	たまにお母さんたちと話したりするときにそういう意見が出たりするものですから。
松本次長	ま、お近くに佐須奈の保育所がありますので、佐須奈に行ってもらえないのかなと思ひてます。佐須奈の方は受け入れられます。

齋藤委員	わかりました。
永留教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>他に質疑等ないようですから、これから議案第10号を採決します。お諮りします。</p> <p>議案第10号「対馬市立幼稚園型認定こども園条例関係規則等の制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第11号「対馬市教育振興基本計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松本次長	<p>議案第11号「対馬市教育振興基本計画について」ということで対馬市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するために、対馬市教育振興基本計画を策定しましたので教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>提案理由についてご説明いたします。</p> <p>「対馬市教育方針」に掲げる理念や今後推進すべき具体的施策を明らかにし、本市の教育行政施策を総合的かつ計画的に推進するため、対馬市教育振興基本計画の作成について提案いたします。内容について説明いたします。この内容については、差し替えをいたしながら進めていきたいと思っております。</p> <p>また、資料につきまして前回指摘がありましたので、その分について少し修正をいたしております。</p> <p>まず、本市における教育につきましては平成17年度策定いたしました第一期の計画分、少なくとも大綱4に提起してある「地域が連携した教育文化の充実した人とまち」のそれぞれの主要事業の目標を指標といたしております。その実現にむけて努力をいたしたところでございますが、平成27年度の第2次対馬市総合計画の策定にあたり、本市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、対馬市教育方針に掲げる理念や今後推進すべき具体的施策を明らかにし、同じく平成27年度策定された「対馬市教育大綱」、「対馬市教育努力目標」とリンクした「対馬市教育振興計画」を策定いたしております。</p> <p>中身につきましては資料1ページをお開きください。大きくは4つの</p>

	<p>章にわけて、第1章では対馬市教育振興基本計画、第2章は対馬市が目指す教育の方向性、第3章で対馬市の教育をめぐる課題と主要施策とし、各課ごとにおける課題と施策を書いています。</p> <p>最後に第4章で正確な進捗管理、変更管理等について記載しております。資料2ページの後段には「計画の性格」ということで書いております。本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、第2次対馬市総合計画の教育分野における活動計画といたしています。</p> <p>3ページをお願いいたします。計画の期間は第2次対馬市総合計画の整合性を保つため、遅れましたが、平成28年度から平成32年度とし、成果指標は平成32年度を目標値といたしております。</p> <p>次に4ページから5ページには、教育方針、6ページから7ページには教育努力目標を記載し、その解説を載せております。8ページの表は基本計画体系図を示しております、対馬市教育方針と教育努力目標を記載し、教育委員会の下における主要資格、主な取り組みについて、教育努力目標とリンクした形で表しております。なかでも「郷土を知り、愛し、未来につなぐ学びの充実」を教育委員会全体の努力目標として、各課ごとの教育努力目標と施策と方針について記載しているところがございます。</p> <p>次に9ページから39ページまでは第3章として、各課ごとにおける課題と主要計画を記載しております。各課ごとにはそれぞれの担当課において全体の具体的な現状を記載し、主要施策においては施策ごとの現状、課題と主な取り組み、達成目標を記載しています。その内容につきましては、すでに配布いたしておりましたので熟読いたして頂けているのではないかなと思っておりますので今回説明までは省きたいと思いますが、質疑の中で改めてご回答説明したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>以上、簡単でございますが教育基本計画について説明を終わります。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議のお諮りをよろしくお願いいたします。1月に提案をして2月の会議でご意見をいただいております。修正をしたものを本日再提案しておりますがいかがでしょうか。</p> <p>何か質疑ありませんでしょうか。</p>
吉野委員	<p>教育振興計画は、平成28年度から32年度までということですが、年度越えの目標というか評価というかは、せんのですかね？</p>
松本次長	<p>一番最後のページの方ですね、この決議進捗管理ということで、これにつきましては教育委員会の権限に関する点検評価っていうのがございまして、その中で点検評価に委託しておりますのでその分について評</p>

	価をしていただこうかなと考えています。
吉野委員	毎年やるんですよね。
松本次長	はい、毎年やります。
吉野委員	今までやっている教育委員会の評価に合わせてこっちもやる、ということですか。
松本次長	はい、進捗管理をします。目標が32年度ですので基本的には目標指標に基づいて、当然教育努力目標とか教育振興計画とか通常どおりの評価点検報告になるのではないかと思います。
吉野委員	3年かかるのを5年かかっても、30パーセントでいってる状況でも、間違いのないわけですね。わかりました。
永留教育長	はい、ほかにありませんでしょうか。
一宮委員	ちょっと遅れてきて申し訳ございませんでした。 先ほどのご説明で修正した部分を再提案したということで、どのあたりが修正箇所なのかご指示いただければ、と思います。よろしくお願いします。
松本次長	修正自体はですね、小学生からの方の主要施策をこれを全部落としたというのが主なデータの内容にである、あと時期がちょこっとありましたけど、主なことについてはここを外そうということだったです。 ちょっと一部ですね、32ページ目なんですけど、少し訂正させていただきたいと思います。 第3章の4、文化財の保存と活用っていう下に次に予想される主要施策として、追加していただきたいと思います。第3章の4、文化財の保存と活用っていうのがあると思いますけど、その次における課題と主要施策っていうのを追加したいです。
永留教育長	表現を揃えるっていうことですね。 はい、他、ございませんでしょうか。
須川部長	この基本計画の中で主要施策、たとえば11ページ主要施策の1という、12、13ページ、で16ページ(1)(2)(3)、あと、対馬市生涯学習の方につきましても、主要施策、3、5が出来てないところとか、文化財課の方につきましても、3の(3)ということで、番号つけるということで、統一しようと思っております。
松本次長	あの、このですね8ページの番号ふっております。

永留教育長	<p>この教育振興基本計画が今後教育委員会事務局でいろいろ取り組みを進めていくうえでひとつの見出しとなりますので教育委員さん方もこれを大事に保管をしていただいて、いろいろまた事務局の方にご意見をいただければというふうに思います。</p> <p>はい、ほかに質疑等ないようですからこれから議案第11号を採決します。お諮りします。</p> <p>議案第11号対馬市教育振興基本計画について、は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>はい、異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。</p> <p>これから、日程第8、その他の事項に移ります。</p> <p>まずはじめに、各課の事業予定を報告させていただきたいと思います。お手元に4月分の事業予定表を配布しておりますのでご覧ください。総務課から順に主な内容について報告願います。</p>
総務課松本課長	<p>総務課は4月3日に職員励行式を行います。4月の10日に比田勝こども園の開園式を行います。今回は教育委員さんの方でも出席をお願いしようかなと思って今進めています。13日は対馬市交流校長会、16日が高校会、28日に教育委員会会議をします。それと、4月ですので予算配分説明会を開催する予定になっております。まだ未定です。日程次第ですのでそんな感じで進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	はい。学校教育課。
学校教育課 平山課長	<p>4月の3日ですけれども、今回の人事異動であらたにですね、対馬市の教員、職員となった者、それから、市内での異動があった方、事務職員等で役職が上がった方、それから、再任用で退職されたんだけど改めて再任用希望されて初めて採用される方はこの式に呼んでおりますので120人を超えるかなと思います。市の公会堂で3時からということになっております。吉野委員さんの方に代表でご挨拶をとということでしたいと思っております。文章はできておりますので、お願いします。</p> <p>それから4日の日ですね、これは新年度から初めて県の教師連携則で採用されて対馬に赴任する職員、ですね、辞令交付式を峰の公民館の方で9時半から行います。これも吉野委員さんの方に代表ということでご挨拶をいただきたいと思っております。それからですね、6日が、市内管内の小中学校の始業式となります。翌日7日には入学式が行われる学校があり</p>

	<p>ます。土日挟んで10日にも入学式を予定している学校があります。学校によって違ってきております。10日から幼稚園の始業式、翌日11日は幼稚園の始業式となっております。巖原と鶏鳴です。比田勝こども園だけはもう一日準備に余裕が欲しいということで、今年度については1日ずれまして12日にですね、入園式というふうになっております。それから2枚目になりますけれども、18日が、全国教育の学力学習状況調査が実施されます。全国学力の対象が小学校は6年生、中学校は3年生で、国語、算数、数学のですね、調査になります。併せて、一つ手前の小学校5年生と中2については県が独自に実施します学力調査というのを実施しております。同教科で行われます。19日は県の単独の学力調査で英語についてのみ、中3、どの程度学力がついているかについて調査を実施する事となっております。以上でございます。</p>
永留教育長	生涯学習課
生涯学習課 平江課長	<p>はい、生涯学習課ですがご覧のとおり13日の校長会に出席と、19日に出席のみの記載になっております。4月って言いますのは年度末の実績報告書作り、そして新年度の申請書、県補助金等の申請書づくりという年度計画の作成というものに追われる時期でございます。県の生涯学習課の説明自体が5月の連休明けにありますので、その説明を受けて年度計画が動き出すというような形になります。ですから現在のところは証票の整理、実績報告書づくり、新年度の県補助金等の申請書作成という期間になります。以上です。</p>
永留教育長	文化財課
文化財課 小島課長	<p>文化財課も生涯学習課と同じで、今の時点で4月中に日程が確定しているものは、ございません。年度が変わりますけれどもまだ前年度の実績報告とか新年度の準備ということが主な事業内容でございます。以上です。</p>
永留教育長	<p>はい、報告が終わりましたが、この件について質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、ではないようでしたら、事務局から何か、その他の事項ありませんでしょうか。</p>

文化財課 小島課長	文化財課化から二点、お知らせをさせていただきます。先ほどお手元ですね、開示をさせていただきました資料ですが、一つは文化財推進とあります。毎年文化財方針自体の方で冊子を発行しております。今年も発行いたしましたので、みなさま方についても記述発行しております。もう一つはですね、新聞等でご承知の方もいらっしゃるでしょうが、対馬市内の文化財が重要文化財指定をうけるという、ご報告です。現在は長崎県指定の有形文化財、多久頭魂神社の大蔵経という名前で昭和61年に県指定を受けて、現在の県立歴史民俗資料館の方へ奇託中でございますが、平成29年3月10日に文化審議会が文部科学大臣へ重要文化財として新たに指定するものとして、名称は「高麗版一切経」とついたり名称が変わるんですけども物は同じものでございます。それが、重要文化財に指定をされる。まだ官報告示がされていませんので、正式な段階では決まっておりますけれどもそういう状況です。指定理由としては高麗版一切経の残存例が極めて少ない中、当初の形態をよく伝えるもので、東アジアの文化史上、日朝交流史上において、重要なものである、というふうな理由で指定がされる、ということでございます。詳細については資料をご覧ください。以上です。
永留教育 長	はい、なにかございませんでしょうか。 はい、では別件に移ります。別件で何か事務局の方から、ございませんか。教育委員会の日程の方は最後の提案のところさせていただきます。 では、事務局の方でないようでしたら、委員さん方の方から何かございませんか。
齋藤委員	初めてでちょっとわからないのですが、入学式は行く必要があるんでしょうか。招待状とか届いたもので。
犬束補佐	入学式は教育委員さんの出席はありません。それはどちらから？
齋藤委員	比田勝中学校から入学式のご案内、と。
犬束補佐	委員さんということで、来てるんですかね？
	一応教育委員さんということで来賓として、もしよかったらという形だと思います。
永留教育 長	初めてでしょうから説明しておきますと、卒業式は小学校と中学校と別日にやりますので、いろんな教育委員会関係の人間が、行ってから告示をいうだけの人間がおるんですけども、入学式は小学校、中学校ほとんど同じ日なものだから、人間が足りないんですよ。それでもう入学式は参加せずに、メッセージだけを送るという形で、ずっと対馬市になってから、そういう形できております。

松本次長	説明をしておりますませんでした、申し訳ございませんでした。
永留教育長	他にございませんでしょうか。
一宮委員	2ページなんですけど、たぶんご説明あったんではないかと思うんですけど、3月23日久根田舎地区統合説明会はこういうふうになったのかなと気になりました。
永留教育長	先ほど報告しましたけれども、地区の同意をいただきました。昨日地区集会有り、その中で説明をさせていただきましたけれども、多くの参加者がありましたけど、とくに反対意見もなく、やむを得ないだろうという意見になりました。あとはあの、道路の改修等についてあの、私たちも今後いろいろとおねだりをしていくということです。
一宮委員	卒業式に大調小学校に行かせていただいでんですけれども、卒業生の児童5名、残る生徒5名、そして卒業生の子どもはやはりたくましく6年間育てただけでるから、非常に将来について希望をもって進んでいましたが、5年生の児童さんが読んだんですけれども涙にくれながらしている姿を見て、私も最後に声をかけたんですけれども、残った子どもが5名とか、あと入学生が1名とか聞きましたので、これは、学校という集団の中での教育効果がどの程度あがるのかな、という思いもしながら大調小学校をあとにしましたので、そのあたりがどういうふうになったのかなと思ひながらお聞きしておりましたので。 で、もう一点ですけど、私がずっと、この会議の時に、夢基金の支出が出たら、報告をこの会議で資料というかデータとしていただければということをやっとしてたんですけれども。
生涯学習課 平江課長	そしたら、まだ28年度分は巖原の分が出てませんので、まだ支出をしている状況ではないんです。いま申し上げたほうがよろしいですか？委員会後でよろしいですか？
一宮委員	それでこういうふうな意見を出しているその趣旨は、子ども夢基金というお金はいろんな思いで積み立てられているそのありがたみとかそういうふうな状況を垣間見る部分もありまして、それがどこまで伝わっているのかな、と思う部分がありまして、それで、ほんとうに全体です、一部じゃなくて見せていただければ、そこで今年度終わってからで構いませんので、28年度のものを見せていただければと。



(会場)	夢基金というのは対馬市だけでなく、全体としての基金。とりまとめは未来課
生涯学習課 平江課長	ただその支出自体の大部分はお持ちだと思っております。今年度28年度こども未来課と相談をして、ある程度おさえました。そうしないと結局、今もう、1億800万ほど使っているということですので、取り崩しながらやっている、ただ、今年度ちょっと増えた理由と言いますのが、高校生の島外での活用が図られておりまして、その点については、対馬に残る高校生が島外での経験をクラブ活動等で、活用して、スポーツだけではありません、文化活動、例えば特産品開発とかで発表したり、そういうようなことで活用されておりますので、そういう点は有効に活用されているのでなかろうかと私は思っております。ただ、固定の人たちが何回も言われるような形になったらはいかんと思っておりますので、全国等については次年度から規制をかけているんです。今度条例改正をすることにしています。
一宮委員	一点お尋ねになりますけれども、あの、高校生が卒業した時に祝い金みたいなものが、1人に1万円づつ支給される、ということですが、祝い金というものが1人1万円づつ支給されるのであれば、そのような趣旨で使われるのであれば、しっかり浸透を私はしていただきたい、そうでないと、かなりの額になると思います。今後継続してあるのであればしっかり趣旨を理解して、1万円の重みを理解して、「ありがとうございます」というのと、なんでお金がいただけるのか、という状況を2年間垣間見させていただいて、非常に趣旨が浸透してるのかなと、私としては、ちょっと気になるところです。
松本次長	祝い金の前にもともとは島外就学とか、島外就職の関係で、お母さんたちの実費が大変になりますので、旅費の補填も1万円からしようということになりました。島内に就職されるお子さんに関しては島外に行く実費もかからないものですから、累積外費の分をやりましょうということだとぶん、始まったんだと思うんです。 もともとはお母さんたちの出費が大変なのでその分に対して、1万円補填だったと思うんです。詳細はうちの部長が詳しいので。

須川部長	そうですね、いま次長が申しあげましたとおり、まず高校と協議した段階で、普通受験に島外に行くときに飛行機代が片道1万円、往復で2万円、進学する子どもたちだけにそれをやるには不公平じゃないかという、たとえば島内で就職するのにももらえないという、ことで、平等性というのも一つあるんですね。せっかく島に残ってくれるんだから、島に就職する子どもたちにも同じように平等に1万円を支給しようという考えだったんだと思います。もとは旅費から来て、島内に就職する人には市からの「お祝い」ということやったと思うんです。その分をどう使われるかについてはまたそれぞれで。
吉野委員	それはどこが支給しているんですか？
須川部長	一緒です。総務課です。夢づくり基金というのは先ほど申しあげましたとおりいろんな分野で担当部署でもっているものだと思いますんで、主にはこども未来課だと思っているのですが、で、ここで振り分け予算を振り分けて、それぞれで利用されると。
吉野委員	それは文書か何かつけて交付されているんですか？
松本次長	いや、あの、各学校の校長先生や高校の校長先生の方から申請をいただいています。
一宮委員	すみません、私その趣旨にたいして云々と言っているわけではないんですね、要するに、3年くらいになりますか、いま言うように申請するものとしてももちろんお金をいただけるのであればだれでも申請はします。申請をしてお金を利用していただくときに、趣旨というものはっきりお伝えして、趣旨どおりの配分なりしていかないと財源は限られているし、しかも、行政にしる学校にしる人事で状況がかわっていきますし、そのあたりはちょっと心配な部分もありますので、1万円いただくそれぞれのものに対して、それぞれの確認を、総務課がしていらっしゃるなら、文書なりで確認をして毎回、くどいようですけど、推していくということも必要ではないのかな、と私は思います。
須川部長	おっしゃるように、たしかに一番大事なところだと思います。特に教育現場では高校への通知、学校外への通知、高校側であってもそのところを市でしっかり引き継いでいただいて、結局事務手続きをしていただくのは高等学校側がしていただくことになるので、それを高等学校の方で引き継いでいただいて、申請をしていただければと思っております。

須川部長	<p>あの、一応ですね、高校の方が進学先、就職先を聞いて、校名、あるいは、様式をいただいて、進学についてはいただいています受験票などのコピーをいただいて、その中で確認はできます。で、就職についても島内であればどこどこに就職しました、という内定通知などをいただいて、市としては確認しておりますし、要綱についても書き方等記載されておりますので、趣旨自体は何が変わろうと教育委員会の中では変わることはないと思いますので、そこらへんはご心配はいらないと思っております。</p> <p>委員さんがおっしゃるようが一番重要なところですので、出すところが両方がきちんと押さえておくべき</p>
一宮委員	<p>事務処理上に問題は、ないです。きちんと引き継いだり、申請したり、こうこうなりましたという報告、連携はどこもきちんとできていると思います。組織というもののそのあたりを発言したかったんですけども、一応、これで控えておきます。</p>
永留教育長	<p>高校だけではなくて、今は例えば中学生でも県体に行くときに補助をもらったりですね、一位だったら何割もらえとか、二位だったら何割もらえとか、趣旨が顧問に徹底されないまま、顧問を通じて子どもたちに徹底されないまま、ただ、補助がもらえるという部分だけの様な気がします。確かに。だから高校生についてもそうだし、そういうその小中学生等で補助する場合の趣旨の徹底のあり方っていうのを今後徹底していく必要があるかもわかりません。最初の頃はそういう趣旨がある意味、現場にもいろんなところに徹底できていたんじゃないかなと思うんですが、年々それが薄れてきて、事務的な機械的な処理に終わって言うてる、危険性があるかもわかりませんので、そこはまた事務局内で検討をして、趣旨の徹底をいかに図るかということで、進めていきたいと思えます。</p>
一宮委員	<p>ありがとうございました。</p>
永留教育長	<p>はい、それでは本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件で事務局からお願いいたします。</p>

犬束課長補佐	<p>失礼いたします。まずあの次回の提案の前に平成29年度の教育委員会の会議という一枚物をお配りしていると思います。基本的には毎月月末の金</p>
--------	---

	<p>曜日開催ということで、一覧表にさせていただいております。ただ、12月は月末が29ということでお休みに入りますので、22ということにさせていただいてますけれども、これを基本として進めてまいりたいと思っておりますが、日程の提案につきましては毎回させていただきたいと思っておりますので、その都度ご相談をさせていただくということで、よろしくお願いいたします。</p> <p>で、下の方にですね、県関係の会議日程ということで書いております。まず初めに4月21日の金曜日に教委連の合同理事会ということで、教育長と吉野委員さんに、出席をいただくようにしております。5月23日の火曜日に、大浦の方で例年やっております市教連の総会と合同研修会がございますので、ご予約をお願いいたします。それと、前々からお話しておりますように、県教委連の教育委員研修会と、研究大会が今年12年ぶりに対馬で行われるということで、交流センターでの開催を予定しておりますので、また今年度につきましては教育委員さんのみなさんのいろいろとご苦勞をおかけすると思っておりますけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それで、来月ですけれども、この予定どおりということで、4月の28日の金曜日、この日につきましては学校教育課の先生方がみなさんおられないということなんですけれども、その前の週が合同理事会ということもございまして、28日の開催で、課長補佐に教育委員会の方は出席していただくということで、28日金曜日午後からですね、午後一時半からこの会場で開催をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
永留教育長	<p>はい、年間の予定表も提案されましたが、これでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、では特にご異議ないようでしたら、次回の会議を4月28日金曜日に開催をいたします。開始時間場所等事務局から通知をいたします。これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。</p> <p>以上を持ちまして、平成29年第3回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れさまでした。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)